

令和 6 年 度

智 頭 町 健 全 化 判 断 比 率 及 び
資 金 不 足 比 率 審 査 意 見 書

智 頭 町 監 査 委 員

目 次

第1 審査の対象	1項
第2 審査の実施場所及び日程	2項
第3 審査の方法	2項
第4 審査の結果及び意見	2項から3項
第5 審査の概要	4項から17項

【 総 括 】

I 健全化判断比率の状況

- 1 実質赤字比率
- 2 連結実質赤字比率
- 3 実質公債費比率
- 4 将来負担比率

II 資金不足比率の状況

III 用 語 説 明

【表記に関する注意事項】

- 1 文中及び表中の数値・比率は、表示単位未満を四捨五入している。このため計数が一致しない場合がある。
- 2 増減率とは、当年度と前年度の差額を、前年度の数値の絶対値で除したものを百分率で表示したもので表示単位未満を四捨五入した。
- 3 文中の「ポイント」とは、百分率間の単純差引数値である。
- 4 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
「△」は、負数を示し、増減を示すときは減を表す。
「0」、「0.0」は、該当数値はあるが、表示単位未満のもの
「－」は、該当数値のないもの
「…」は、前年度・当年度の数値の一方がマイナスの場合における対前年度増減率
又は比率が1,000%以上又は△1,000%以下の数値となるもの
「皆増」は、前年度に該当数値がなく、当該年度に発生した場合
「皆減」は、前年度に該当数値はあったが当該年度に発生しなかった場合
- 5 用語の定義等は特段の定めがある場合を除き、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)、同施行令(平成19年政令第397号)及び同施行規則(平成20年総務省令第8号)の定めるところによる。

令和6年度決算に基づく智頭町健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

令和6年度決算に基づく「地方公共団体の財政健全化に関する法律(以下「財政健全化法」という。)」第3条で定める健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)及び財政健全化法第22条で定める資金不足比率

上記各比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

なお、各比率の対象となる会計は、次表のとおりである。

健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計等の範囲

法令等の区分			該当会計	実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債 費 比 率	将来負担 比 率	資金不足 比 率				
一般会計等	一 般 会 計											
	一般会計等に属する 特別会計(普通会計)		住宅新築資金等貸付 事業特別会計									
			公共用地先行取得事 業特別会計									
公 営 事 業 会 計	一般会計等以外の特 別会計のうち、公営企 業に係る特別会計以 外の特別会計		国民健康保険事業特 別会計									
			介護保険事業特別会 計									
			後期高齢者医療特別 会計									
			介護保険サービス事 業特別会計									
	公 営 企 業 会 計 (注)	法 適 用 企 業	水 道 事 業 会 計									
			病 院 事 業 会 計									
			簡 易 水 道 事 業 会 計									
			公共下水道事業会計									
			農業集落排水事業会計									
	一部事務組合・広域連合											
地方公社・第三セクター等(注)												

<参考>

- 公営企業会計とは、法適用企業(地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する企業)に係る特別会計及び法非適用企業(地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外のもの)に係る特別会計をいう。
広域連合は東部広域行政管理組合、地方公社は、智頭町土地開発公社、第三セクター等は、(株)サングリーン智頭をいう。
- 資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定

第2 審査の実施場所及び日程

- (1)実施場所 議会事務局 委員会室
- (2)日 程 令和7年8月8日

第3 審査の方法

審査に付された令和5年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査に当たっては、各財政指標が法令等に規定する方法に基づいて適正に算定されているか、また、財政指標の算定基礎となる書類等が適正に作成されているか等の点について検討を加え、関係帳簿類及び証憑類の抽出調査、関係職員からの説明の聴取等を実施した。また、各比率について年度間比較により推移を把握し分析した。

第4 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、上に述べたとおり審査した限りにおいて、いずれも財政健全化法その他関係法令の規定に準拠して作成されており、その算定はおおむね適正であると認められた。

2 審査の意見

令和6年度決算に基づく実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、一般会計等及び公営企業に係る特別会計以外の特別会計において実質赤字が生じた会計並びに公営企業会計において資金の不足額を生じた会計はなく、各比率は算出されなかった。

実質公債費比率は14.5%で、前年度に比べ1.0ポイント上昇(悪化)し、将来負担比率は25.4%で、前年度に比べ17.7ポイント低下(良化)しており、両比率とも早期健全化基準を下回っている。両比率の推移は、次項のグラフのとおりである。

また、資金不足比率については、すべての公営企業会計において資金不足は生じていないため、比率は算出されなかった。

個々の比率をみると、参考値ながら実質黒字比率は0.28%となり前年度に比べ0.78ポイント低下(悪化)している。

連結実質黒字比率は19.74%となり前年度に比べ3.88ポイント低下(悪化)している。

当年度の実質公債費比率(3年平均)は14.5%となり、早期健全化基準である25.0%を下回っている。前年度算定(3年平均)に比べ1.0ポイント上昇(悪化)している。これは主に、分母の標準財政規模の増等による増加率3.7%に対し、算式の分子の地方債及び準元利償還金の減等による減少率8.2%であったことによるものである。単年度比率は15.5%で、前年度に比べ0.6ポイント上昇している。

当該比率は、地方財政法上、地方債協議、許可制度において許可を要する団体への移行基準として用いられており、18%(3年平均)以上になると地方債許可団体に移行することとなる。単年度比率が15.5%で、増加傾向にあることから今後の推移に注視する必要がある。

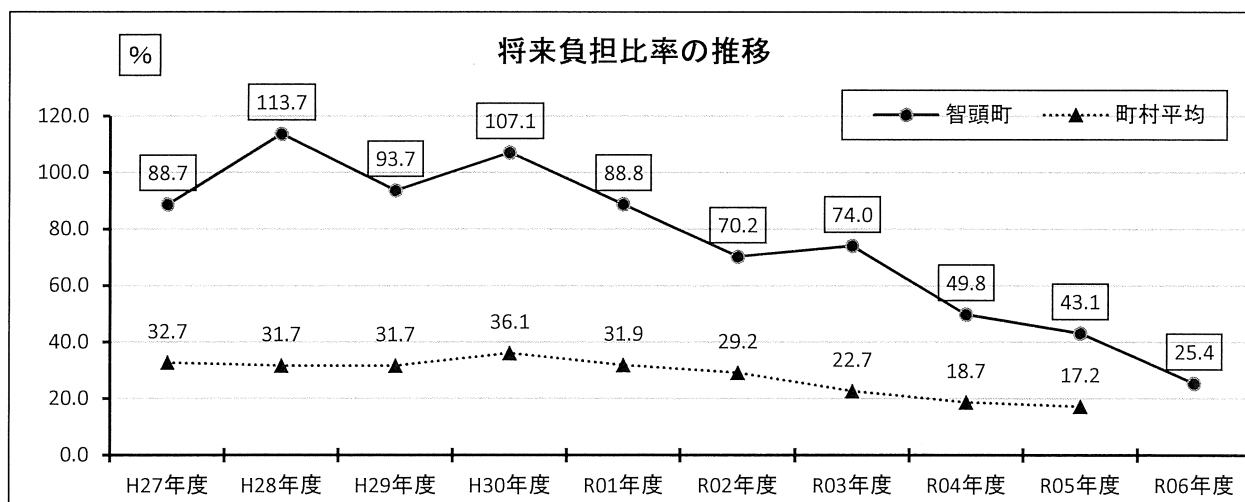
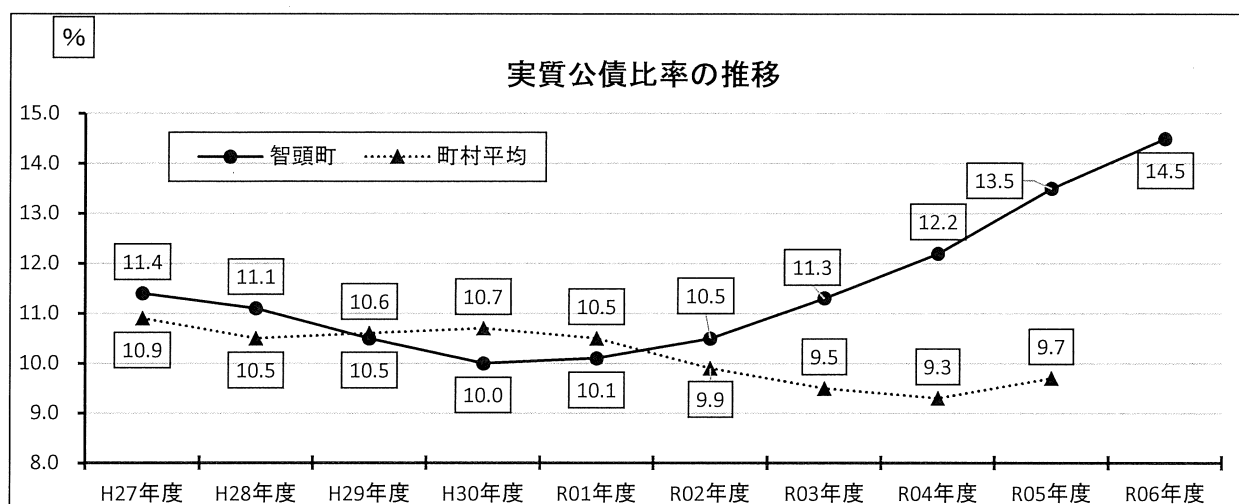
将来負担比率については、25.4%となり、前年度に比べ17.7ポイント低下(良化)している。これは主に、算式の分母の標準財政規模の増等による増加率3.8%に対し、算式の分子の将来負担額等の減による減少率38.6%であったことによるものである。

資金不足比率については、公営企業企業5会計いずれも資金余剰が生じており、資金不足比率は算出されていない。

人口減少社会に伴う生産年齢人口の減少による税収への影響が懸念されるなど、先行きの見通しが立てにくいなか、社会保障費関係経費や老朽化が進む公共施設の維持管理費などの増大傾向により、民生費、土木費及び公債費は今後も増加していくと予想されている。このため、事業の財源となる町債の発行や債務負担行為の設定など、将来、財政を圧迫する可能性が高い事業の実施に当たっては、内容等を十分精査することはもとより、地方交付税措置を受けられる地方債の活用など、過度の負担が生じないようにすることが重要である。

本町の比率は、いずれも健全段階の範囲であるが、健全化判断比率及び資金不足比率以外の各種の財政分析指標も注意しながら、健全な財政運営及び企業経営が安定的に維持される持続可能な財政基盤の構築に取り組まれない。

実質公債比率及び将来負担比率の推移は、次のとおりである。



第5 審査の概要

【総 括】

I 健全化判断比率の状況

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため算定されておらず「－」表示となる。

当年度の実質公債費比率は14.5%で、前年度に比べ1.0ポイント上昇(悪化)しているが、早期健全化基準(25.0%)を下回っている。

将来負担比率は25.4%で、前年度に比べ17.7ポイント低下(良化)しており、早期健全化基準(350.0%)を下回っている。

本町の比率は、いずれも国の示す基準では、財政の健全段階の範囲である。

当年度決算に基づく健全化判断比率の状況は、次表のとおりである。

(単位：%、ポイント)

区 分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	対前年度 比 較	早期健全 化 基 準	財政再生 基 準
実 質 赤 字 比 率	－	－	－	－	－	15.00	20.00
連 結 実 質 赤 字 比 率	－	－	－	－	－	20.00	30.00
実 質 公 債 費 比 率	11.3	12.2	13.5	14.5	1.0	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	74.0	49.8	43.1	25.4	△ 17.7	350.0	

※「健全化判断比率」とは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいて算定される実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称である。地方公共団体は、毎年度、前年度の決算に基づく健全化判断比率を損算定資料とともに監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないとされている。

※ 財政健全化法では健全化判断比率において、早期健全化基準、財政再生基準を定め、健全段階⇒早期健全段階(自主的な改善努力による財政健全化)⇒再生段階(国等の関与による確実な財政再生)に区分し、財政悪化をチェックにしている。

※「早期健全化基準」とは、地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値である。

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、財政健全化計画を定めなければならない。

※「財政再生基準」とは、地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、将来負担比率を除く比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率)のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値である。

再生判断比率(健全化判断比率のうちの将来負担比率を除いた3つの指標)のいずれかが財政再生基準以上である場合には、財政再生計画を定めなければならない。

「将来負担比率」は、財政再生基準の対象とされていない。

1 実質赤字比率

(1) 実質赤字比率の概要

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む)に対する比率であり、15.00%が早期健全化基準、20.00%が財政再生基準である。なお、本町における「一般会計等」の対象会計は、一般会計及び一般会計等に属する特別会計(2会計)である。

【算定式】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \quad (\text{臨時財政対策債発行可能額を含む})$$

【用語の説明】

・実質赤字額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

＝歳入－歳出－翌年度繰越財源

繰上充用額＝歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
支払繰延額＝実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
事業繰越額＝実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

(2) 実質赤字比率の状況

実質赤字比率については、実質収支額が1,170万2千円の黒字となり、実質赤字額が生じていないため算定されていない。

参考として黒字比率を求めたところ0.28%となり、前年度に比べ0.78ポイント低下している。

実質赤字比率の状況は、次表のとおりである。

(単位:千円、%)

区 分 \ 年 度	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	対 前 年 度 比 較	
			増 減	増減率
実 質 赤 字 額 (A)	△ 42,896	△ 11,702	31,194	67.9
標 準 財 政 規 模 (B)	4,063,746	4,187,975	124,229	3.1
実質赤字比率 (A/B)	-	-	-	-
参 考 (黒 字 比 率)	1.06	0.28	△ 0.78	-
早 期 健 全 化 基 準	(15.00)			
財 政 再 生 基 準	(20.00)			

※ 実質赤字額＝一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字額

※ 実質黒字である場合、実質赤字額は負の値で表示される。この場合、実質赤字比率は算定されないため、「-」で表示し、参考として、黒字比率を併記している。

【一般会計等の実質収支額の状況】

(単位:千円)

会 計	歳入歳出差引額	翌年度繰越財源	実 質 収 支 額
一 般 会 計	40,283	28,582	11,701
一般会計等に属する特別会計	1	0	1
内 住 宅 新 築 資 金 事 業 特 別 会 計	1	0	1
内 公 共 用 地 先 行 取 得 事 業 特 別 会 計	0	0	0
合 計	40,284	28,582	11,702

(3) 標準財政規模(健全化判断比率の分母)について

健全化判断比率では、各地方公共団体の財政規模を比較する数値として標準財政規模(地方財政法第5条の4第1項第2号に規定する標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額「臨時財政対策債発行可能額」を含む)が採用されており、各比率の分母(実質公債比率及び将来負担比率)の分母

は、この額からそれぞれ元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を控除した額)となっている。

標準財政規模の状況は、次表のとおりである。

(単位:千円、%)

年 度 区 分		令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	対 前 年 度 比 較	
				増 減 額	増減率
標 準 財 政 規 模		4,063,746	4,187,975	124,229	3.1
内 訳	標 準 税 収 入 額 等	892,187	905,003	12,816	1.4
	普 通 交 付 税	3,155,519	3,275,368	119,849	3.8
	臨財債発行可能額	16,040	7,604	△ 8,436	△ 52.6

標準財政規模は41億8,797万5千円で、前年度に比べ1億2,422万9千円(3.1%)増加している。これは主に、普通交付税が1億1,984万9千円(3.8%)増加したことによるものである。

※「標準財政規模」は、「その地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示す指標」である。地方公共団体の財政規模を比較するに当たっては、国庫補助金や地方債などの特定財源が含まれており単純に比較することは難しいため、これらの特定財源を控除し、地方税や普通交付税などの通常経常的に収入されるであろう一般財源の額で比較することが適当であるとして財政健全化法において採用されている。

なお、健全化判断比率の算定上は、臨時財政対策債発行可能額を含めることとされているため、これを含む額で記載している。

※「臨時財政対策債発行可能額」臨時財政対策債は、地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債で、地方子交付税制度を通じて標準的に補償されるべき地方一般財源の規模を示す基準財政需要額を基本に発行可能額が算定される。地方交付税として算定されるべき額の一部が、臨時財政対策債の発行に振替えられているもので、発行の有無に関わらず発行可能額の100%が後年度に交付税措置されるとされている。

2 連結実質赤字比率

(1) 連結実質赤字比率の概要

「連結実質赤字比率」は、「地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む)に対する比率」であり、当該比率は、地方公共団体が設けている各会計を網羅するフロー指標である。本町における対象会計は、一般会計、一般会計等に属する特別会計(2会計)、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計(4会計)及び公営企業に係る特別会計(5会計)である。

【算定式】

$$\text{連 結 実 質 赤 字 比 率} = \frac{\text{連 結 実 質 赤 字 額}}{\text{標 準 財 政 規 模}} \quad (\text{臨時財政対策債発行可能額を含む})$$

【用語の説明】

- ・ 連 結 実 質 赤 字 額 = (実質赤字額合計+資金不足額合計)
-(実質黒字額合計+資金剰余額合計)
- ・ 実 質 黒 字 額 = 実質収支額(歳入-歳出-翌年度繰越財源)

※ 実質赤字額・実質黒字額 = 一般会計等+公営事業会計(一般会計及び公営企業会計以外の特別会計)
資金不足額・資金剰余額 = 公営企業会計

(2) 連結実質赤字比率の状況

一般会計等における実質収支額、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計の実質収支額及び公営企業会計における資金不足額・剰余額の合計額(①+②)は8億2,659万1千円の黒字となり、連結実質赤字比率については、連結実質赤字額が生じていないため算定されていない。資金剰余額は、前年度に比べ6,555万5千円(7.8%)減少している。

参考として黒字比率を求めたところ、19.74%となり、前年度に比べ3.88ポイント低下している。

なお、会計別の実質収支額及び会計別資金剰余額は、次表のとおりである。

【 連 結 実 質 赤 字 比 率 】

(単位:千円、%)

年 度 区 分	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	対 前 年 度 比 較	
			増 減 額	増減率
連 結 実 質 赤 字 額 (A)	△ 959,691	△ 826,591	133,100	19.6
内 訳	実 質 赤 字 合 計 額	0	0	0.0
	資 金 不 足 額 合 計 額	0	0	0.0
	実 質 黒 字 合 計 額	120,954	△ 67,545	△ 55.8
	資 金 剰 余 額 合 計 額	838,737	△ 65,555	△ 7.8
標 準 財 政 規 模 (B)	4,063,746	4,187,975	124,229	3.1
連 結 実 質 赤 字 額 比 率 (A/B)	-	-	-	-
参 考 (黒 字 比 率)	23.62	19.74	△ 3.88	-
早 期 健 全 化 基 準	(20.00)			
財 政 健 全 化 基 準	(30.00)			

※ 連結実質黒字である場合は、連結実質赤字額は負の値で表示される。この場合、実質赤字比率は算定されないため、「-」で表示し、参考として、黒字比率を併記している。

ア 会計別実質収支額

(ア)一般会計等

【 実 質 収 支 額 】

(単位:千円、%)

年 度 区 分	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	対 前 年 度 比 較	
			増 減 額	増減率
一 般 会 計	42,865	11,701	△ 31,164	△ 72.7
住 宅 新 築 資 金 事 業	31	1	△ 30	△ 96.8
公 共 用 地 先 行 取 得 事 業	0	0	0	0.0
小 計	42,896	11,702	△ 31,194	△ 72.7

(イ) 一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の会計

【 実 質 収 支 額 】

(単位:千円、%)

年 度 区 分	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	対 前 年 度 比 較	
			増 減 額	増減率
国 民 健 康 保 険 事 業	10,077	5,021	△ 5,056	△ 50.2
介 護 保 険 事 業	58,565	36,354	△ 22,211	△ 37.9
介 護 保 険 サ ー ビ ス 事 業	0	0	0	0.0
後 期 高 齢 者 医 療	9,416	328	△ 9,088	△ 96.5
小 計	78,058	41,703	△ 36,355	△ 46.6
①合計 (ア) + (イ)	120,954	53,405	△ 67,549	△ 55.8

※ 国民健康保険事業、後期高齢者医療事業及び介護保険事業の特別会計については、制度的に翌年度に精算行為が行われるが、実質収支額はそれらの精算行為を加味せず、あくまでも当該年度の末における収支の状況を算定しているものである。

※ 一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の特別会計とは、事業の実施に伴う収入をもって当該事業に要する費用を賄う事業(地方公営企業法を適用していない事業に限る)に係る特別会計。

イ 公営企業会計別資金剰余額・△資金不足額

(ア) 地方公営企業法適用企業

【資金剰余額】

(単位:千円、%)

区 分	年 度	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	対 前 年 度 比 較	
				増 減 額	増減率
水 道 事 業 会 計		329,003	347,461	18,458	5.6
病 院 事 業 会 計		499,824	401,043	△ 98,781	△ 19.8
簡 易 水 道 事 業 会 計		482	692	210	
公 共 下 水 道 事 業 会 計		9,075	17,427	8,352	92.0
農 業 集 落 排 水 事 業 会 計		353	6,559	6,206	1758.1
小 計		838,737	773,182	△ 65,555	△ 7.8

※ 公営企業会計における資金剰余額の詳細については、資金不足比率の算定額を参照

※ 公営企業会計とは、法適用企業(地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する企業)に係る特別会計及び法非適用企業(地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外のもの)に係る特別会計。

3 実質公債費比率(3ヵ年平均)

(1) 実質公債費比率の概要

実質公債費比率は、「一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率(ただし、普通交付税算定上の基準財政需要額算入額は、実質公債費比率算定上の分子及び分母からそれぞれ控除する。)」であり、早期健全化基準は25.0%、財政再生基準は35.0%である。

また、当比率は、地方財政法上、地方債協議・許可制度において許可を要する団体への移行基準として用いられており、18%以上になると地方債許可団体に移行することとなる。

(2) 実質公債費比率の状況

当年度の実質公債費比率(3ヵ年平均)は14.5%となり、早期健全化基準である25.0%を下回っている。前年度算定に比べ1.0ポイント上昇(悪化)している。

なお、単年度比率は15.5%で、前年度に比べ0.6ポイント上昇(悪化)している。

【算定式】 実質公債費比率(3ヵ年平均)

(A)		(B)	
地方債の元利償還金 (繰上償還等除く)		準元利償還金(注1)	
+		+	
(C)		(D)	
特定財源(注2)		元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額(注3)	
-		+	
(E)		(D)	
標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む)		元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額(注3)	
-		-	

【用語の説明】

注1 (B)準元利金償還金[ア～オまでの合計額]

ア 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額及び減債基金積立不足額を考慮して算定した額

イ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還の財源に充てたもの

ウ 組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の財源に充てたと認められるもの

エ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

オ 一時借入金の利子

注2 (C)特定財源

国や県等からの利子補給、貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金、公営住宅使用料、都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税、その他

注3 (D)元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費、災害復旧費等に係る基準財政需要額、密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金

令和6年度決算における実質公債費比率(3ヵ年平均)の状況は、次表のとおりである。

(単位：％、ポイント)

区 分	単 年 度			3 カ 年 平 均			
	R4年度	R5年度	R6年度	R2年度～ R4年度①	R3年度～ R5年度②	R4年度～ R6年度③	増 減 ③-②
実 質 公 債 費 比 率	13.4	14.9	15.5	12.2	13.5	14.5	1.0

令和5年度決算の状況(令和3年度～令和5年度までの3ヵ年平均)は、次表のとおりである。

(単位：千円、％)

区 分		令 和 4 年 度	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
A	地方債元利償還金	777,531	804,253	851,152
B	準元利償還金	529,554	576,533	572,841
C	特定財源	379	92	92
D	元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	887,182	910,963	916,258
分子合計 (A+B) - (C+D)		419,524	469,731	507,643
E	標準財政規模	4,026,400	4,063,746	4,187,975
分母合計 (E-D)		3,139,218	3,152,783	3,271,717
実 質 公 債 費 比 率 (単 年 度)		13.36397	14.89893	15.51610
実 質 公 債 費 比 率 (3 カ 年 平 均)		14.5		
早 期 健 全 化 基 準		(25.0)		
財 政 再 生 基 準		(35.0)		

【実質公債費比率(3ヵ年平均)の比較】

(単位：千円、％)

項 目	年平均	R05年平均 (R03-R05)	R06年平均 (R04-R06)	対 平 均 比 較	
				増 減 額	増減率
A	地方債元利償還金	784,673	810,979	△ 26,306	△ 3.2
B	準 元 利 償 還 金	535,501	559,643	△ 24,142	△ 4.3
C	特 定 財 源	1,158	187	971	519.3
D	基準財政需要額算入額	891,614	904,801	△ 13,187	△ 1.5
分子 = (A+B) - (C+D)		427,402	465,634	△ 38,232	△ 8.2
E	標準財政規模	3,967,178	4,092,707	125,529	3.2
D	基準財政需要額算入額	891,614	904,801	13,187	1.5
分 母 = (E-D)		3,075,564	3,187,906	112,342	3.7
実質公債費比率 (3ヵ年平均)		13.5	14.5	1.0	-

(3) 地方債の元利償還金(A)、準元利金償還金(B)の状況

元利金償還及び準元利金償還は、前年度に比べ4,320万7千円(3.1%)増加している。

(単位:千円)

区 分		令 和 4 年 度	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
元利償還金(一般会計等)(注1)		777,531	804,253	851,152
準元利償還金(注2)		529,554	576,533	572,841
内 訳	公営企業債の償還に対する繰出金	518,736	568,486	562,568
	組合等の償還金に対する補助金等	10,818	8,047	10,273
合 計		1,307,085	1,380,786	1,423,993

※ (1) 元利償還金は、一般会計等の公債費である。

(2) 準元利償還金は、主として公営事業会計の支払う元利償還への一般会計からの繰入金や将来の支払いを約束した債務負担行為である。

(4) 特定財源の状況(C)

(単位:千円)

区 分		令 和 4 年 度	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
公 営 住 宅 使 用 料		379	92	92
合 計		379	92	92

※ 特定財源は公債費に充当されているものである。

(5) 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額の状況(D)

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は、前年度に比べ529万5千円(0.6%)増加している。

(単位:千円)

区 分		令 和 4 年 度	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
災害復旧費等に係る基準財政需要額(注1)		592,490	616,961	640,489
密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金(注2)		91,116	90,996	83,078
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(注3)		203,576	203,006	192,691
合 計		887,182	910,963	916,258

※ (1) 公防債、臨時財政対策債の償還金が主なものである。

(2) 病院事業債等の償還金である。

(3) 下水道費や道路橋梁費の町債償還金が主なものである。

4 将来負担比率

(1) 将来負担比率の概要

「将来負担比率」は、「一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模(ただし、普通交付税算定上の基準財政需要額算入額は控除する。)に対する比率」であり、350.0%が早期健全化基準となっている。

赤字比率・実質公債費比率は、フローベースの財政負担を表す指標であるが、当比率は残高(ストック)ベースでの財政負担を表す指標であり、財政再生基準は設定されていない。

【算定式】

$$\text{将来負担比率} = \frac{\begin{array}{c} \text{(A)} \\ \text{将来負担額} \\ \text{(注1)} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{(B)} \\ \text{充当可能財源等} \\ \text{(注2)} \end{array}} = \frac{\begin{array}{c} \text{(C)} \\ \text{標準財政規模} \\ \text{(臨時財政対策債発行} \\ \text{可能額を含む)} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{(D)} \\ \text{元利償還金・準元利償還金に係る基} \\ \text{準財政需要額算入額} \end{array}}$$

【用語の説明】

注1 (A)将来負担額(ア～キまでの合計額)

ア 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

イ 債務負担行為に基づく支出予定額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)

ウ 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の元金償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額

エ 組合等が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担等見込額

オ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)に係る一般会計等負担見込額

カ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額

キ 連結実質赤字額

ク 組合等の連結実質赤字額相当額に係る一般会計等負担見込額

注2 (B)充当可能財源等(ア～ウまでの合計額 地方自治法第241条の基金)

ア 地方債の償還額等に充当可能な基金の額

イ 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入(地方債を財源とする貸付金の償還金、公営住宅の賃貸料、都市計額税の収入額等)の見込額

ウ 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額

(2)将来負担比率の状況

当年度の将来負担比率は25.4%で、前年度に比べ17.7ポイント低下(良化)しており、早期健全化基準である350.0%を下回っている。

将来負担比率の状況は、次表のとおりである。

(単位：千円、%、ポイント)

年 度 区 分		令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	対 前 年 度 比 較	
				増 減 額	増減率
A	将来負担額	12,695,107	11,707,900	△ 987,207	△ 7.8
B	充当可能財源	11,336,040	10,874,091	△ 461,949	△ 4.1
分子計 (A-B)		1,359,067	833,809	△ 525,258	△ 38.6
C	標準財政規模	4,063,746	4,187,975	124,229	3.1
D	基準財政需要額算入額(注)	910,963	916,258	5,295	0.6
分母計 (C-D)		3,152,783	3,271,717	118,934	3.8
将来負担比率		43.1	25.4	△ 17.7	-
早期健全化基準		(350.0)			

※ Dは、元利償還・準元利償還に係る基準財政需要額算入額である。

(3) 将来負担額(A)の状況

将来負担額(A)は117億7,079万円で、前年度に比べ9億8,720万7千円(7.8%)減少している。これは主に、一般会計等の地方債現在高が4億7,623万1千円(5.9%)、公営企業債等繰入見込額が4億7,584万3千円(11.4%)それぞれ減少したことによるものである。

将来負担額の状況は、次表のとおりである。

(単位：千円)

年 度 区 分	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	対 前 年 度 比 較	
			増 減 額	増減率
一般会計等の地方債現在高	8,097,223	7,620,992	△ 476,231	△ 5.9
債務負担行為に基づく支出予定額	20,002	20,001	△ 1	△ 0.0
公営企業債等繰入見込額	4,189,187	3,713,344	△ 475,843	△ 11.4
組合負担等見込額	69,745	80,487	10,742	15.4
退職手当負担見込額	318,950	273,076	△ 45,874	△ 14.4
連結実質赤字額	0	0	0	-
合 計	12,695,107	11,707,900	△ 987,207	△ 7.8

《将来負担額の内訳》

ア 地方債の現在高

(単位：千円)

年 度 区 分	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	対 前 年 度 比 較	
			増 減 額	増減率
一 般 会 計	8,097,223	7,620,992	△ 476,231	△ 5.9
住宅新築資金等特別会計	0	0	0	-
合 計	8,097,223	7,620,992	△ 476,231	△ 5.9

イ 債務負担行為に基づく支出予定額

(単位：千円)

年 度 区 分	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	対 前 年 度 比 較	
			増 減 額	増減率
智頭町土地開発公社	20,002	20,001	△ 1	△ 0.0

※ 公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項第1号に規定する土地の取得に要する額

ウ 公営企業債等繰入見込額

(単位：千円)

年 度 区 分	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	対 前 年 度 比 較	
			増 減 額	増減率
簡易水道事業特別会計	4,103	6,565	2,462	60.0
公共下水道事業特別会計	1,211,798	1,051,056	△ 160,742	△ 13.3
農業集落排水事業特別会計	1,409,710	1,190,182	△ 219,528	△ 15.6
水道事業特別会計	413	7,193	6,780	...
病院事業特別会計	1,563,163	1,458,348	△ 104,815	△ 6.7
合 計	4,189,187	3,713,344	△ 475,843	△ 11.4

※ 一般会計等以外の特別会計に係る将来負担額については、宅地造成事業以外の事業にあっては、当該特別会計の地方債の現在残高に直近の3ヵ年の元金償還に対する一般会計等からの繰入の割合を乗じて算出。

【第7号】公営企業に係る特別会計以外の特別会計に係る将来負担額の算定方法【省令第9条関係】

地方債の準元金償還金	【3カ年平均】	×	地方債の現在高
地方債の元金償還金			

【公営企業債等繰入見込額】

(単位：千円)

特 別 会 計	地 方 債 残 高	繰入割合	繰 入 額
簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計	10,590	0.620	6,566
公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計	1,167,839	0.900	1,051,055
農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	1,325,369	0.898	1,190,181
水 道 事 業 特 別 会 計	25,783	0.279	7,193
病 院 事 業 特 別 会 計	2,113,549	0.690	1,458,349
合 計	4,643,132	-	3,713,344

エ 組合負担等見込額

(単位：千円)

区 分 \ 年 度	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	対 前 年 度 比 較	
			増 減 額	増減率
東部広域行政管理組合	69,745	80,487	10,742	15.4

(4) 充当可能財源等(B)の状況

充当可能財源等(B)は108億7,409万1千円で、前年度に比べ4億6,194万9千円(4.1%)減少している。これは主に、基準財政需要額算入見込額が2億7,771万1千円(3.4%)、充当可能基金が1億8,423万8千円(5.8%)それぞれ減少したことによるものである。

充当可能財源等の状況は、次表のとおりである。

(単位：千円)

区 分 \ 年 度	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	対 前 年 度 比 較	
			増 減 額	増減率
充 当 可 能 基 金 ①	3,152,259	2,968,021	△ 184,238	△ 5.8
充 当 可 能 特 定 歳 入 ②	0	0	0	-
基 準 財 政 需 要 額 見 込 額 ③	8,183,781	7,906,070	△ 277,711	△ 3.4
合 計	11,336,040	10,874,091	△ 461,949	△ 4.1

① 償還額等に充てることができる地方自治法241条に規定する基金。

② 町債の償還に充当することができる国・県等からの補助金、公営住宅の賃借料及び都市計画税などを対象としている。

③ 普通交付税の算定基礎となるもので、地方公共団体の財政需要を合理的に算出した額のうち、公債費等について国の定めた算定額を財政需要額に算入するもの。

II 資金不足比率の状況

公営企業会計の資金不足比率については、すべての公営企業会計において資金不足額が生じていないため算定されておらず、「－」表示となる。

本町の比率は、いずれも国の示す基準では、財政の健全段階の範囲内である。

各会計における当年度決算に基づく資金不足比率の状況は、次表のとおりである。

(単位：％、ポイント)

区 分		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	対前年度 比 較	経 営 健 全 化 基 準
法 適 用 企 業	水 道 事 業 会 計	-	-	-	-	-	(20.0)
	病 院 事 業 会 計	-	-	-	-	-	
	簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計	-	-	-	-	-	
	公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計	-	-	-	-	-	
	農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	-	-	-	-	-	

※ 公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業会計ごとに「資金不足比率」(資金不足額の事業規模に対する比率)を監査委員の審査に付したうえで議会に報告し、公表しなければならないとされている。資金不足比率が経営健全化基準以上である場合、経営健全化計画を策定しなければならない。

※ 「経営健全化基準」とは、地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値である。

比率が基準以上である場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

1 資金不足比率(公営企業ごとに算定)の概要

「資金不足比率」は、当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率(各会計ごとに算定)であり、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入等の規模と比較し、経営状態の悪化の度合いを示すものである。20.0%が経営健全化基準となっている。

【算定式】

$$\text{資 金 不 足 比 率} = \frac{\text{資 金 の 不 足 額}}{\text{事 業 の 規 模}}$$

【用語の説明】

・ 資金の不足額 = (流動負債+建設改良費等以外の企業債残高)-(流動資産+解消可能資金不足額)
(法適用企業) (注)流動負債及び流動資産は、算定基準による控除額を除いた額

・ 資金の不足額 = (繰上充用額+支払繰延額+建設改良費等以外の地方債残高)
(法非適用企業) - (解消可能資金不足額)

・ 資金の剰余額 = 流動資産-流動負債-建設改良費等以外の地方債残高
(法適用企業) (注)流動負債及び流動資産は、算定基準による控除額を除いた額

・ 資金の剰余額 = 歳入-歳出-翌年度繰越財源-建設改良費等以外の地方債の残高
(法非適用企業)

・ 事業の規模 = (法適用)営業収益の額-受託工事収益の額
(法非適用)営業収益に相当する収入の額-受託工事収益に相当する収入額

2 地方公営企業法適用会計の資金不足比率の状況

公営企業5会計で、資金剰余額が生じており、資金不足比率は算定されていない。本町の比率は、いずれも国の示す基準では、財政の健全段階の範囲である。

資金不足比率の状況は、次表のとおりである。

(単位：千円、%)

区 分	会計名	令和5年度	令和6年度	対前年度比較
資金不足比率 (資金不足額/事業規模)	水道事業 (参考)	567.42	618.53	51.11
	病院事業 (参考)	35.03	27.58	△ 7.44
	簡易水道 (参考)	11.58	14.42	2.84
	公共下水 (参考)	13.18	26.03	12.85
	農業排水 (参考)	0.80	15.25	14.45
資金剰余額 (△資金不足額)	水道事業	329,003	347,461	18,458
	病院事業	499,824	401,043	△ 98,781
	簡易水道	482	692	210
	公共下水	9,075	17,427	8,352
	農業排水	353	6,559	6,206
事業規模	水道事業	57,982	56,175	△ 1,807
	病院事業	1,427,023	1,453,975	26,952
	簡易水道	4,164	4,800	636
	公共下水	68,865	66,948	△ 1,917
	農業排水	44,129	43,012	△ 1,117
経営健全化基準		(20.0)		

※ 資金不足比率については、資金不足額が生じていないため「-」で表示し、参考として、資金剰余額を正の値として算定し併記している。

Ⅲ 【用語説明】(総務省・報道資料等から抜粋)

1 健全化判断比率

地方公共団体健全化法において、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものとして、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、及び将来負担比率の4つの財政指標を「健全化判断比率」として定められている。

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上となった場合には「財政健全化計画」を策定し、財政の健全化を図らなければならない。

また、再生判断比率(健全化判断比率のうち将来負担比率を除いた3つの指標)のいずれかが財政再生基準以上となった場合には、「財政再生計画」を定めなければならない。

(1) 実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模(地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもの)に対する比率 福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの

早期健全化基準は、市区町村は財政規模に応じ11.25%から15%、財政再生基準は、市区町村は20%

(2) 連結実質赤字比率

当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率
すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの

早期健全化基準は、市区町村は財政規模に応じ16.25%～20%、財政再生基準は、市区町村は30%

(3) 実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額※に対する比率

借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの

地方公共団体財政健全化法の実質公債比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じである。

※標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額(将来負担比率において同じ。) 早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%

(4) 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模※に対する比率

※標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの

早期健全化基準は、市区町村(政令市を除く)は35%、財政再生基準はない

(5) 早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値である。

(6) 財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値である。

2 資金不足比率

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの 経営健全化基準は20%

資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

(1) 一般会計等

財政健全化法における実質赤字比率の対象となる会計で、地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のものが該当する。

(2) 実質赤字額

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費通次繰越や繰越明許費繰越額の財源を控除した額をいう。実質赤字額がある団体を通常「赤字団体」と呼んでいる。

(3) 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税及び臨時財政対策債の発行可能額を加算した額である。

(4) 資金の不足額

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本とし、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としている。

(5) 経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営健全化を図るべき基準として、資金不足比率につ

いて定められた数値である。

